

亀山市告示第182号

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和2年10月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

別表B型肝炎の項の前に次のように加える。

ロタウイルス	乳児 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック)	11,891円
	乳児 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス)	16,918円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の規定は、令和2年10月1日以後に予防接種県外接種を受けた者について適用し、同日前にこの告示による改正前の亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の規定により予防接種県外接種を受けた者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。